

名古屋港管理組合公報

平成17年8月15日

(月曜日)

第357号

目次

公 告

○特定国際コンテナ埠頭の運営事業に係る認定…………… 1

雑 報

○職員の仕事…………… 3

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の4第1項の規定による特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定申請について、同条第2項の規定により平成17年8月15日付けで認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 認定申請者の名称

飛島コンテナ埠頭株式会社

2 特定国際コンテナ埠頭の運営事業名称

名古屋港 飛島ふ頭 特定運営事業

3 特定運営事業の認定概要

(1) 特定運営事業の概要

本事業は、名古屋港飛島ふ頭における飛島ふ頭南側コンテナターミナルの岸壁、ふ頭用地、財団法人名古屋港埠頭公社整備施設等を一括して借受け、コンテナ貨物を取り扱うために必要な荷さばき施設等を整備し、これらの施設を、外貿コンテナ貨物等を取り扱う港湾利用者の使用に供する。

(2) 特定運営事業の実施時期

事業開始の予定期日

第1バース：平成17年12月1日供用開始予定

第2バース：平成19年度末供用予定

第3バース：平成20年代前半の供用を想定

営を行っている邦船3社、従来から効率的なターミナル管理運営に取り組み、サービス向上を図り、コンテナ貨物増大を図ってきた港運事業者6社、荷主系物流会社1社が特定国際コンテナ埠頭である飛島ふ頭南側コンテナターミナルを一元的に管理、運営するために、共同出資により平成15年7月に設立された企業であり、第1バースについては、本年12月の供用に向けて一部施設の整備を着実に進めていることから、事業を実施するために必要な経済的基礎及びこれを円滑かつ確実に実施するために必要な能力は十分であると認められる。

また、荷さばき施設に係る工事実施計画及び管理運営計画についても、要件を満たしているものと認められる。

なお、本事業の認定に当たり、法第50条の4第4項に定められた公告・縦覧手続を行った結果、第三者からの意見はなかった。

よって、本事業は、特定運営事業の認定に当たっては、法が要請するすべての要件を満たしていると認められる。

雑 報

新	旧	氏 名
依願退職	港営部海務課 技師	平 野 由美子 (7月31日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合